

日本ボーイスカウト岐阜県連盟規約施行細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、日本ボーイスカウト岐阜県連盟規約(以下「規約」という。)第60条の定めに基づき、必要な事項を定めるものとする。

《各種委員会》

(名称及び種類)

第2条 規約第12条により各種委員会の名称及び種類は、次のとおりとする。

1 総務安全委員会

　　総務及び財政に関する事項。
　　スカウト運動を遂行するための安全に関する事項。

2 組織広報委員会

　　組織拡張充実及び広報に関する事項。
　　3 プログラム委員会
　　スカウト運動のプログラムに関する事項。

4 進歩委員会

　　スカウト運動の進歩に関する事項。

5 指導者養成委員会

　　隊指導者・成人指導者に関する事項。

(任 務)

第3条 各種委員会の任務は次のとおりとする。

1 総務安全委員会

- ① 年間事業計画の企画・調整に関する事項。
- ② 総会・理事会の資料収集、企画、調整、運営に関する事項。
- ③ 登録事務、登録審査、登録説明、スカウト保険に関する事項。
- ④ 県連盟野営場及び備品の管理に関する事項。
- ⑤ 県内における他団体との連絡、協調及び対外奉仕に関する事項。
- ⑥ 財政計画及び資金造成に関する事項。
- ⑦ 予算、決算に関する事項。
- ⑧ スカウト活動における安全教育及び対策に関する事項。
- ⑨ 野営・行事における救護衛生に関する事項。
- ⑩ 健康管理教育、対策に関する事項。
- ⑪ 災害時の支援対策、平常時の対応に関する事項。
- ⑫ その他安全に関する事項。
- ⑬ 他の委員会に属さない事項。

2 組織広報委員会

- ① スカウト運動の広報に関する事項。
- ② スカウト運動の普及・拡充に関する事項。
- ③ 加盟員の増強に関する事項。
- ④ その他組織拡充に関する事項。

3 プログラム委員会

- ① 県連盟が主催する行事の実施計画に関する事項。
- ② プログラム開発と展開に関する事項。
- ③ 環境、人権、平和、国際理解、友好親善、海外派遣に関する事項。
- ④ 野営・野外活動への指導、支援に関する事項。
- ⑤ その他プログラムに関する事項。

4 進歩委員会

- ① スカウトの進歩を促進する方策に関する事項。
- ② 考査及び面接の基準の維持とその推進に関する事項。
- ③ 面接委員会の設置、運営に関する事項。

- ④ 申請手続き及び記章授与式の開催に関する事項。
 - ⑤ 技能章考查員・技能章指導員の委嘱、技能章推進に関する事項。
 - ⑥ その他進歩に関する事項。
- 5 指導者養成委員会
- ① 隊指導者・成人指導者的人材確保及び研修、訓練に関する事項。
 - ② 県連盟主催の指導者養成・訓練機関の開設に関する事項。
 - ③ アダルトリソーシス方針の推進に関する事項。
 - ④ トレーニングチーム要員の養成及びトレーニングチーム運営に関する事項。
 - ⑤ 青年指導者の意識及び活動・研修・支援に関する事項。
 - ⑥ その他指導者養成に関する事項。

(構成)

第4条 各種委員会の構成は、次のとおりとする。

- 1 総務安全委員会
 - ① 委員長は、学識経験者理事が務める。
 - ② 委員は、県連盟事務局長・地区事務長もしくは、地区副事務長が務める。
 - ③ その他、理事長、県コミッショナーが認めた者。
- 2 組織広報委員会
 - ① 委員長は、学識経験者理事が務める。
 - ② 委員は、地区委員長もしくは、地区副委員長が務める。
 - ③ その他、理事長、県コミッショナーが認めた者。
- 3 プログラム委員会
 - ① 委員長は、学識経験者理事が務める。
 - ② 委員は、県副コミッショナー・地区副コミッショナーが務める。
 - ③ その他、理事長、県コミッショナーが認めた者。
- 4 進歩委員会
 - ① 委員長は、学識経験者理事が務める。
 - ② 委員は、地区コミッショナーが務める。
 - ③ その他、理事長、県コミッショナーが認めた者。
- 5 指導者養成委員会
 - ① 委員長は、学識経験者理事が務める。
 - ② 委員は、県連盟ディレクター・県連盟副ディレクター及び地区指導者養成委員長が務める。
 - ③ 地区指導者養成委員長は、地区のトレーナー又は、それに準ずる者が務める。
 - ④ その他、理事長、県コミッショナーが認めた者。

(運営)

第5条 各種委員会は、理事会から委任された事項について処理するものとし、委員会は必要に応じて隨時開催し、召集は委員長が行う。

2 各種委員会の議決は、特にその決定の権限を理事会より委任された場合を除き、すべて理事会の議を経て、その効力を生ずる。

《特別委員会》

(名称及び任務、任期)

第6条 規約第12条1項により、特別委員会は特定の部門につき、理事会より委任された任務を行うため必要の都度、設置する。

2 名称については、理事会の承認を得て、決定される。

3 委員会は、隨時開催するものとし、その都度、委員長が召集し議長となる。

4 委員会の決議は、特にその決定の権限を理事会より委任された場合を除き、すべて理事会の議を経て、その効力を生ずる。

5 委員会の委員長及び委員は、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

6 委員会の委員長及び委員の任期は、その都度理事会がこれを決定する。

〔地区組織〕

(地区の名称)

第7条 規約36条による、県連盟の地区を次のようにする。

- ① 岐阜東部地区
- ② 岐阜南部地区
- ③ 岐阜西部地区

2 地域の区域は、必要に応じて、理事会にて協議決定する。

附 則

本細則は平成13年 5月28日制定
平成15年 2月16日 一部修正
平成16年 4月18日 一部修正
平成19年 4月14日 一部修正
平成19年 6月 3日 一部修正
平成20年 4月13日 一部修正
平成21年 4月 1日 一部改訂
平成23年 6月 5日 一部改訂
平成23年12月11日 一部改訂
平成25年 4月14日 一部改訂
令和 4年 2月12日 一部改訂
令和 4年 4月16日 一部改正
令和 5年 4月15日 一部改正